

## 共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任部署名及び SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合の管理責任者名について、次のように公表いたします。

### 1. 健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、各事業主ともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

内科診察（問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査**）

#### 身体計測

・身長、体重、腹囲（30歳以上、35歳以上、40歳以上）、肥満度、BMI

視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）

#### 胸部X線

肺機能測定

・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率

喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）

#### 血圧測定

・収縮期、拡張期

心電図検査（安静時あるいは負荷）

#### 尿検査

・蛋白、糖、潜血

血清検査

・尿素窒素、クレアチニン

胃透視または胃内視鏡検査

便潜血反応検査

直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）

大腸内視鏡検査（精密検査時）

腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）

肝機能検査

・GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G

膵臓検査（アミラーゼ）

肝炎ウイルス検査

- ・HBs 抗原、HBs 抗体、HCV 抗体（40 歳以上1 回）

血中脂質・尿酸検査

・**血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸**  
**血糖検査**（糖代謝）

- ・空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60 分血糖・尿糖、120 分血糖・尿糖）、HbA1c

血液検査（**貧血検査**）

- ・白血球、**赤血球、血色素量**、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球

子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）

乳がん検査（視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ）

眼圧検査

腫瘍マーカー検査

上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

※**ゴシック部分**は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合、当組合加入の全ての事業主、産業医及び委託先事業者

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、各事業主において管理し、産業医の判定と指示にしたがって、保健師による健康相談、保健指導を実施します。

SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に階層化し、特定保健指導を行います。

### 5. 健診データの管理責任部署名及びSMBCコンシューマーファイナンス健康保険組合の管理責任者について

- ・各事業主の健康管理担当部門の長
- ・SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合 常務理事